

埼玉労働局発表
令和7年3月31日(月)

報道関係者 各位

【照会先】
埼玉労働局労働基準部健康安全課
課長 川又 裕子
地方産業安全専門官 嶋田 敏晴
(電話番号)048-600-6206

転倒災害防止対策にかかるアンケート結果を公表します ～転倒災害防止には「4S(整理・整頓・清掃・清潔)」が重要～

埼玉労働局(局長 片淵仁文)は、「転倒災害防止対策にかかるアンケート」を令和6年12月24日から令和7年1月31日にかけて埼玉労働局ホームページ上で実施し、その結果をとりまとめましたので公表します。

- アンケート実施期間
令和6年12月24日から令和7年1月31日
- アンケート実施方法
埼玉労働局ホームページにアンケートページを作成してアクセスしていただき回答を得た。
県内8カ所にある労働基準監督署等から事業者等に対しアンケートの協力を窓口等で依頼した。
- アンケート結果(別添のとおり)
休業4日以上死傷災害はその約25%が転倒災害であるが、アンケートの回答が得られた事業場では転倒災害が発生していないものが多かった。
転倒災害が発生していないと回答したものの多くが「通路、階段、作業場所等の整理、整頓の実施」、「危険予知活動」、「手すり又はすべり止めの設置や段差の解消、照度の確保等の設備の改善」を行っていた。
転倒災害が発生していないと回答したものの多くが「転倒災害予防として有効だと思うこと」として「整理整頓」、「通路に物を置かない」、「床の清掃」を上げるほか、「安全教育」も多くの回答があった。
高年齢労働者の労働災害防止対策として厚生労働省が示している「エイジフレンドリーガイドライン」については、「知っている」という回答が少なく、さらなる周知が必要であることが判明した。
埼玉労働局は、この結果を参考にしながら、引き続き「埼玉第14次労働災害防止計画」を進め、労働災害の減少に向けて取り組んでいくこととする。

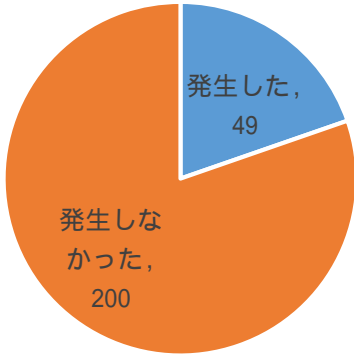
【資料】

- 別紙1 転倒災害防止対策にかかるアンケート結果
別紙2 埼玉第14次労働災害防止計画

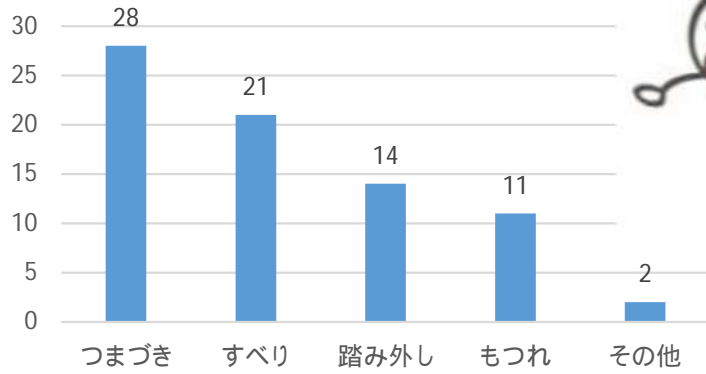
転倒災害防止対策にかかるアンケート結果

令和6年12月24日から令和7年1月31日の間に埼玉労働局ホームページで転倒災害防止対策にかかるアンケートを実施しました。その結果についてとりまとめました。
(回答数：249)

転倒災害の有無

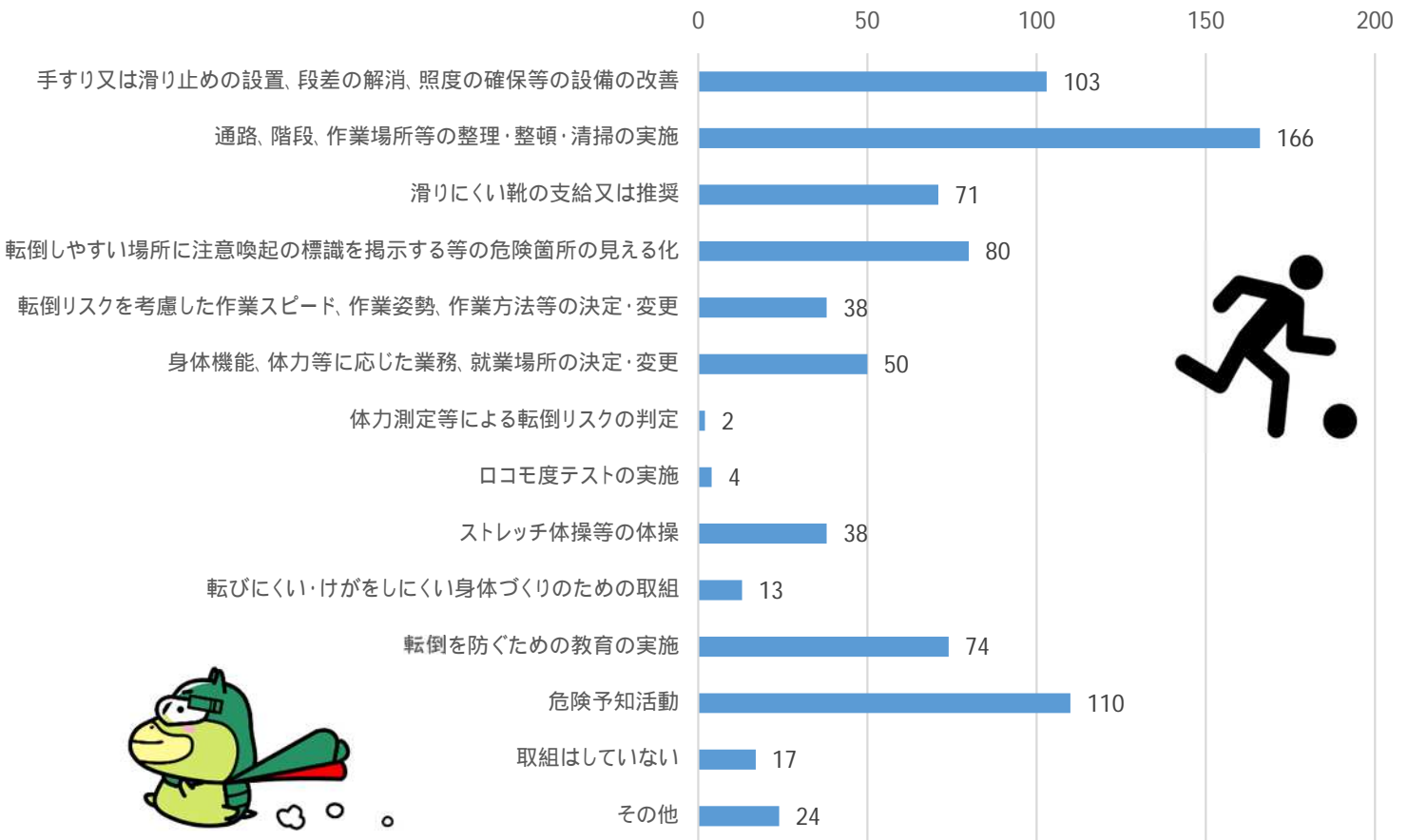


発生した転倒災害の内訳



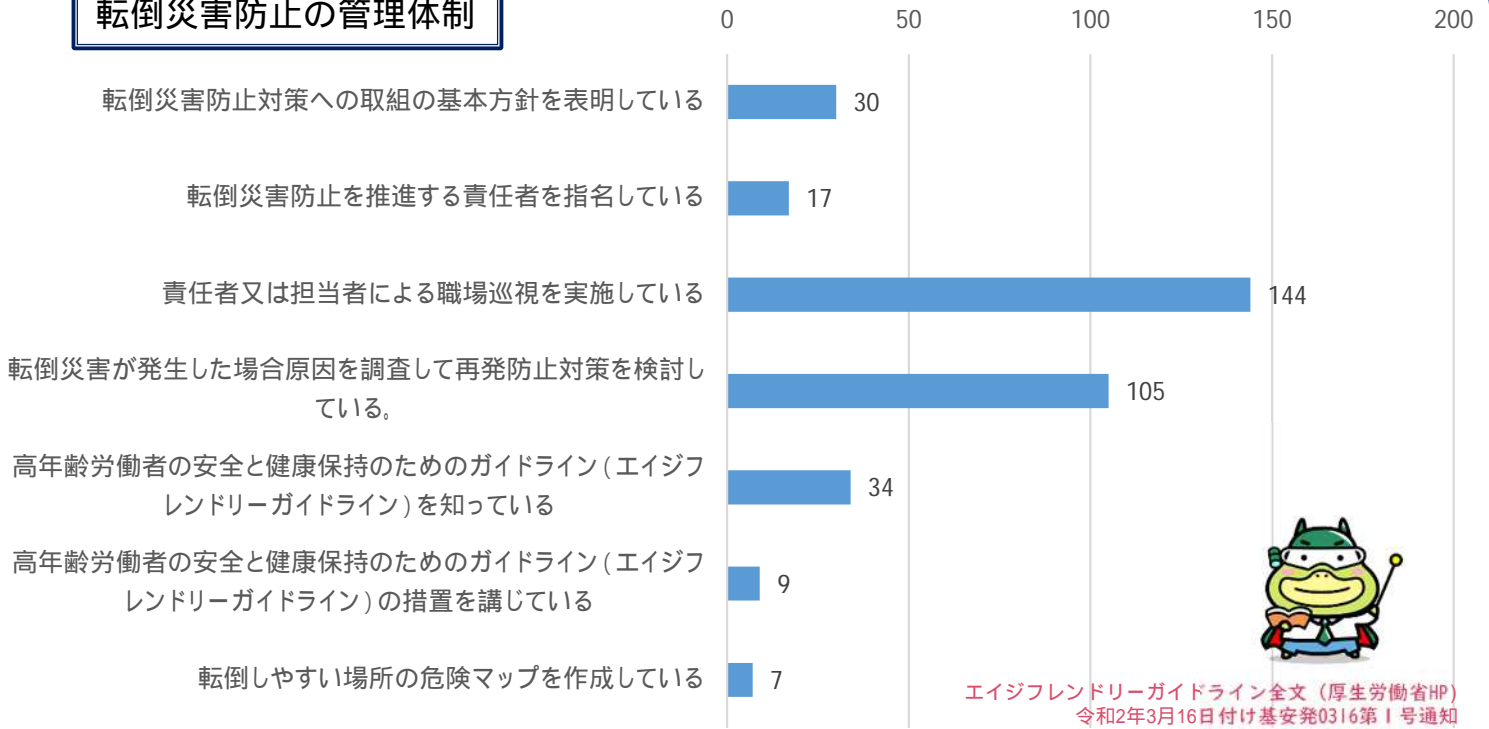
転倒災害は増加傾向にあり、休業4日以上死傷災害の約25%を占めているが、アンケートに協力した事業場では転倒災害が発生していないものが多かった。

転倒災害防止対策として行っているもの(複数回答)



45 (整理・整頓・清掃・清潔)、KYを多くの事業場で実施している。

転倒災害防止の管理体制

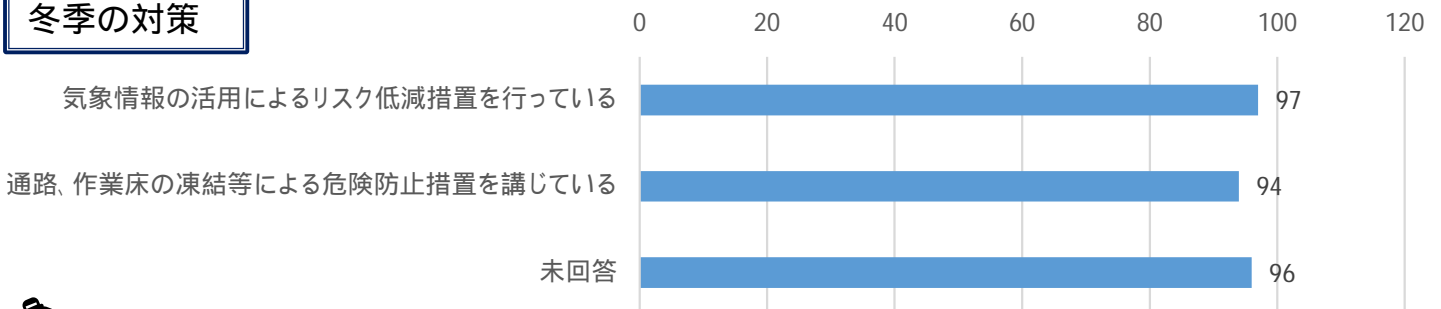


エイジフレンドリーガイドライン全文 (厚生労働省HP)
令和2年3月16日付け基安発0316第1号通知



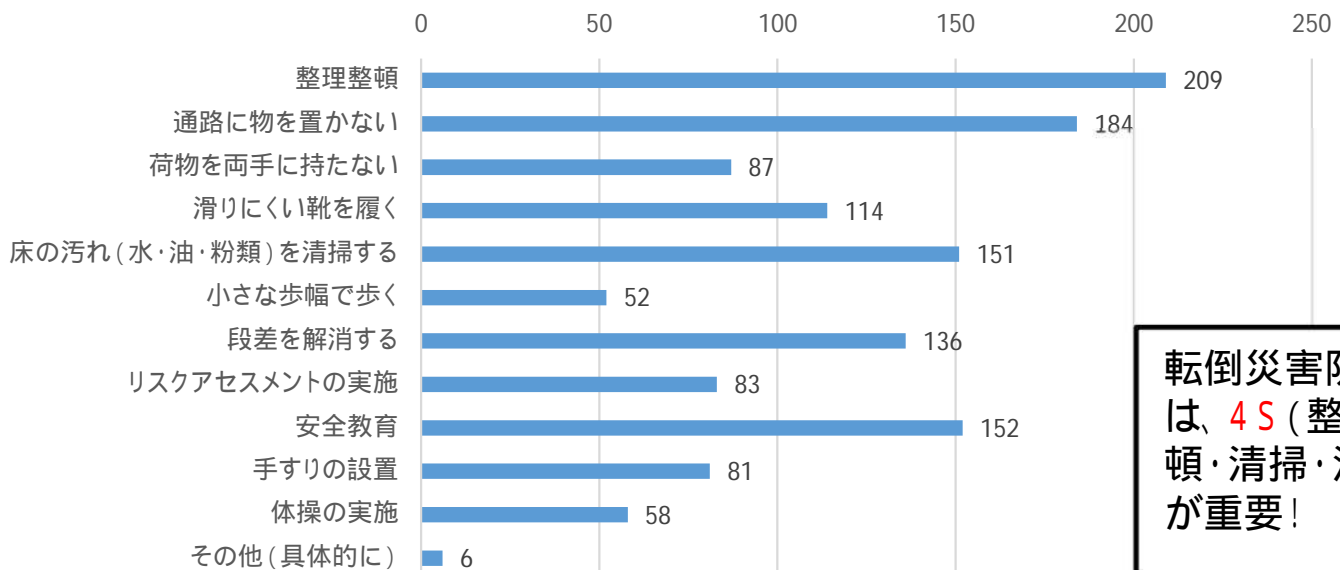
エイジフレンドリーガイドラインの周知が不足している!

冬季の対策



冬季の対策については、約3分の2の事業場で何らかの対策を講じている。

転倒災害予防として有効だと思うこと(複数選択)



転倒災害防止には、**4S**(整理・整頓・清掃・清潔)が重要!



社会経済情勢の流れ・働き方の多様化

1947年：労働基準法の制定
● 戦後の経済復興にあわせ
業界をあげた安全運動が
活発に

1972年：労働安全衛生法の制定
● 産業社会の進展に即応できる労働災
害、職業病防止への対応が課題



1958年：第1次労働災害防止計画策定



1950年：第1回の労働衛生週間ポスター

1961年：

- 死亡者6,712人,死傷者81万人
- 技術革新により新たな機械設備が導入され、労働災害の大型化、新たな職業病の発生が問題に

2023年：第14次労働災害防止計画

- 60歳以上の高齢労働者の増加、女性の就業参加の増加に伴い転倒による労働災害の増加
- メンタルヘルス不調への対応
- テレワークの拡大
- 治療と仕事の両立
- 化学物質の自立管理への対応



計画が目指す社会

将来像 1

誰もが安全で健康に働くことができる社会

- 事業者、注文者、労働者など関係者が自身の責任を認識する社会
- 事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が醸成された社会
- 安全衛生対策にVR（ヴァーチャル・リアリティ）やAI等を活用できる社会

将来像 2

安全衛生対策に取り組む事業者が評価される社会

- 事業者の責務である安全衛生対策を「人件費」から「人的投資」と認識される社会
- 安全衛生対策に取り組むことが人材確保等の観点からもプラスとなる理解が醸成された社会

将来像 3

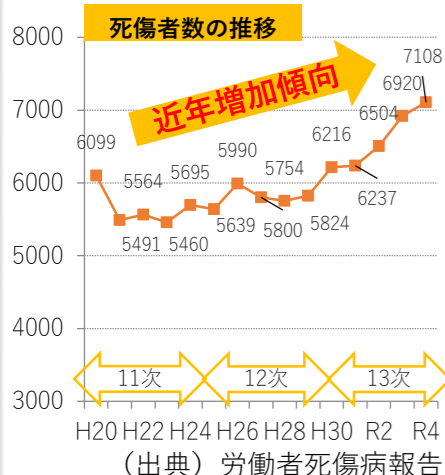
誰もが潜在力を十分に発揮できる社会

- 事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、安全と健康が確保されていることを前提として誰もが潜在力を十分に発揮できる社会

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

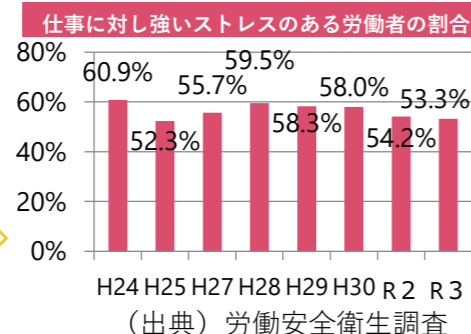
労働災害

- 未だ死亡災害が発生
- 転倒などの行動災害の増加
- 高齢者の労働災害が増加 等



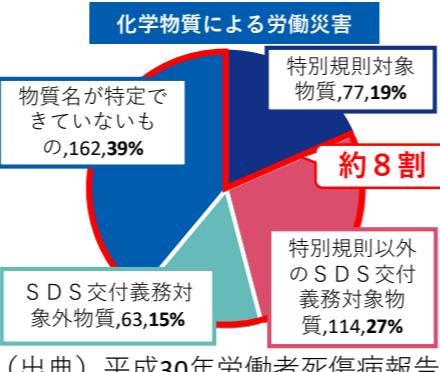
健康関係

- 小規模事業場でのメンタルヘルス対策が低調
- 過重労働による死亡事案が後を絶たない状況
- 高齢化に伴う健康状態の悪化
- 働き方の多様化に伴う産業保健に対するニーズの変化 等



化学物質等

- 化学物質による労働災害の約8割が規制対象外の物質で発生
- 令和10年頃、石綿使用建築物の解体のピークを迎える
- 熱中症の労働災害の増加 等



埼玉第14次労働災害防止計画

令和5年度2023 — 令和9年度2027

ダイジェスト版

安全で健康に働くことのできる埼玉へ

労働災害防止計画とは

- 労働安全衛生法第6条の規定に基づき、労働災害を減少させるために国、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組むべき事項を定めた中期計画です。
- 「埼玉第14次労働災害防止計画」は国が策定した「第14次労働災害防止計画」を推進するため、埼玉労働局、管内の事業者、労働者等が取り組むべき事項を定めた計画です。

計画の構成

社会経済情勢の流れ・働き方の多様化

産業界が抱える安全衛生をめぐる課題の変化

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

- 転倒や腰痛などの労働災害の増加
- メンタルヘルス不調の問題
- 化学物質等による健康障害防止

8つの重点事項と具体的取組

- 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 業種別の労働災害防止対策の推進
- 労働者の健康確保対策の推進
- 化学物質等による健康障害防止対策の推進

計画が目指す社会

厚生労働省

埼玉労働局



重点事項別の具体的な取組と目標

8つの重点事項		労働局等の具体的な取組	アウトプット指標	アウトカム指標	
自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発		● 埼玉労働局が行う安全衛生施策の積極的な周知など 13 の取組	(指標は立てず)	(指標は立てず)	
作業行動に起因する労働災害防止対策		● 健康経営埼玉推進協議会を通じた事業者支援 ● 理学療法士等と連携し、身体機能の維持改善を支援 ● 事業者の自発的な取組を引き出すためのナッジ等を活用した周知 など 7 つの取組	転倒対策の実施率 (R5) 44.7% → (R9) 50%以上 腰痛予防対策 (R5) 24.2% → (R9) 34.2%以上	転倒の年千人率 年齢層別・男女別 (R4比) 増加に歯止め 腰痛の年千人率 全体 (R4比) 減少へ	
高齢労働者の労働災害防止対策		● 上記「作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」の取組のほか、エイジフレンドリーG L (ガイドライン) に基づく取組の周知啓発	エイジフレンドリーG Lの実施率 (R5) 56.2% → (R9) 66.9%以上 (G Lを把握した上での取組)	60歳以上の年千人率 増加に歯止め	
多様な働き方への対応等		● テレワークG Lや副業・兼業G Lの周知 ● 副業・兼業の労働者向け健康管理ツールの周知 ● 視聴覚教材の普及 など 4 つの取組	安全衛生教育の実施率 (R5) 61.7% → (R9) 71.7%以上 外国人労働者が理解できる方法で	外国人労働者の死傷年千人率 (R4比) 減少へ	
個人事業者等に対する安全衛生対策		● 請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対し、事業者が措置すべき健康障害防止措置の周知・徹底 など 2 つの取組	(指標は立てず)	(指標は立てず)	
業種別労働災害防止対策	陸上貨物運送事業	● 荷役G Lに基づく安全対策の実施を陸運事業者、荷主事業者に対し周知・指導	荷役G Lに基づく措置の実施率 (R5) 47.9% → (R9) 57.9% (G Lを把握した上での取組)	死亡者数 (R4比) -20% 死傷者数 増加に歯止め	
	建設業	● リスクアセスメントの普及、墜落・転落措置の徹底 ● 建設工事関係者連絡会議を通じ、発注者・施工者の連携した対策を推進 など 4 つの取組	墜落・転落災害に関するリスクアセスメント (R5) 70.6% → (R9) 80.6%以上	死亡者数 (R4比) -20%	
	製造業	● 機械災害に関するリスクアセスメントの徹底 ● 食料品製造業における職長教育の徹底 ● フォークリフト安全運転の徹底・周知	機械災害に関するリスクアセスメント (R5) 33.0% → (R9) 43.0%以上	死亡者数 (R4比) -20%	
	林業	● 関係者と連携し伐木等作業の安全G L等に基づく安全対策の徹底	労働災害に関するリスクアセスメント (R5) 55.6% → (R9) 65.6%以上	計画期間中の累計死亡者数 (H30-R4比) -25%	
	ビルメンテナンス業 廃棄物処理業	● 関係者と連携し自主的な安全衛生活動を推進 ● 墜落・転落災害防止措置等の安全対策の徹底	墜落・転落災害に関するリスクアセスメント (R5) 60.0% → (R9) 70.0% ビルメン (R9) 廃棄物 (R5) 46.7% → (R9) 56.7%以上	計画期間中の累計死亡者数 (H30-R4比) -25%	
	小売業 社会福祉施設	● 埼玉県S A F E協議会の活動を通じ自主的な安全衛生活動の定着を支援、ノーリフトケアの普及 ● 安全衛生対策の好事例の水平展開	安全衛生活動 (R5) 9.0% → (R9) 19.0% 4 S・K Y・見える化の実施率 (R9) 小売業 (R5) 7.0% → (R9) 17.0% ノーリフトケア (R5) 24.7% → (R9) 34.7%以上 導入事業場割合 (R9)	小売業及び社会福祉施設の死傷者数 それぞれ 増加に歯止め	
健康確保対策	メンタルヘルス	● ストレスチェック結果を活用した職場環境の改善の周知 ● 産業保健総合支援センターを通じたメンタルヘルス対策の支援 など 6 つの取組	メンタルヘルス対策 (R5) 42.8% → (R9) 80%以上 ストレスチェック実施割合 (R5) 35.3% → (R9) 50%以上 (50人未満)	仕事に関し強いストレスを抱える者 (R9まで) 50%未満	
	過重労働	● 過重労働が疑われる事業者への指導の徹底等 ● 新たに時間外労働の上限規制が適用される者を雇用する事業者への周知・指導など 4 つの取組	年休取得率 (R4) 56.2% → (R7) 70%以上 勤務間インターバル (R4全国) (R7) 5.8% → (R7) 15%以上	週労働時間60時間以上の雇用者割合 週労働時間40時間以上の雇用者のうち (R7まで) 5%未満	
	健康保持増進	● 健康経営埼玉推進協議会構成員と連携し、健康保持増進対策の意義等を経営層に対し意識啓発 ● コラボヘルス推進のための取組 など 6 つの取組	健康保持増進対策の実施率 (R5) 80.9% → (R9) 90.9%以上 (健康課題を把握した上での取組)	(指標は立てず) 健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待	
健康障害防止対策	化学物質	● 化学物質の自律的管理を推進するための周知 ● 化学物質管理に係る人材育成・講習機会の充実	ラベル表示・SDS交付 (R5) 75.0% → (R7) 80%以上 SDS (R5) 56.3% → (R7) 80%以上	リスクアセスメント実施率 (R5) 65.8% → (R7) 80%以上 措置 (R9) 80%以上 未把握 (R9)	計画期間中の死傷者数 (H30-R4比) -5%
	熱中症	● 熱中症予防対策の実施を促進するため、暑さ指数計等の普及、対策の周知・指導	巡視による水分・塩分補給、不調者の確認 (R5) 49.6% → (R9) 59.6%以上	死傷者数の増加率 (前期増加率比) 減少へ	

※ 石綿、粉じん、騒音、電離放射線による健康障害防止対策はアウトプット指標・アウトカム指標を掲げていないため省略している